

第 3 号

昭和 40 年 7 月

# 会 報

発行 北海道高等学校  
教育研究会事務局

(札幌市伏見町1872の4)  
(札幌旭丘高等学校内)

## ご あ い さ つ

研究会が発足してから、今年は3年目になります。過日の役員会で役員の改選がおこなわれ、わたくしがふたたび会長に推されました。この2年間で、会の運営の方向もある程度のめどがついたことでもあり、一身上の都合もあるので、かねて辞意を表明していたのですが、皆さんの強いお奨めで、ついにお引きうけ致しました。その任ではないと思いますが、今までのいきさつもあり、会の育成のためできるだけのことをするのが自分の責任であると考えます。2年間の歩みで、会の土台がほぼできたというものの、まだまだ多くの問題があります。会員の皆さまの積極的な御理解や御協力を願わねばなりません。隔意ないご鞭撻やご叱正をおよせ下さるようお願いいたします。

学力水準の向上ということが年来のわたくしどもの問題です。この問題の解決に、学区制の改正などを持ち出すことは、わたくしにはいささか見当ちがいと思われます。これは何よりもカリキュラムや指導法の問題でありましょう。能力や適性に即したカリキュラムの構成をどうするか、教育の内容をいかにして生徒に理解させ定着させるかが検討されねばなりません。わたくしどもに課せられた問題はたくさんあります。

それぞれの教科を通してこれらの問題に迫まることは、決して視野の狭いいわゆる教育の技術主義ではありません。こういう地味な研究と実践は、とかく観念的になり勝ちな教育問題の解決に確実な基礎を与えるものであります。「学問に王道なし」。賢人のこのことばはわたくしども教育の実践者にとっても至言であると信じます。

会員諸氏のご自愛を祈り筆をおきます。

会 長 梶 浦 善 次

高等学校の教科などの研究を通して会員相互の研修と、識見の向上につとめ、高等学校教育の振興をはかるという目的をもって創立された本会も、発足してからまる2年の月日を経過しました。設立当初は会の性格が一般に理解されないために、加入希望を阻止されるようなこともありました。日が経つにつれて本会の趣旨も理解され、会員も急速に増加し、今では各教科部会、支部会の活動も漸く軌道に乗りはじめました。特に全道研究大会は中央より教育界最高の講師を迎えて極めて適切な問題についての講演をきき、活発な質疑応答がかわされるなど本会ならではの感を深くするものがあります。

また研究集録も200頁の内容を盛り込んだ第2集が発行され、全会員および各種研究機関に送られて非常に好評を得ております。設立第3年目を迎え、会員諸君の一段の協力を得て本年はさらに大きな飛躍の年であることを願っています。

次に過日の役員会で協議決定したことについてその概要を報告いたします。

## 昭和40年度 第一回役員会

### (1) 昭和39年度事業報告

- 昭39. 4.22 事務局会議
- 〃 5.25 第一回役員会
- 〃 6.16 教科部会長会
- 〃 9.25 入会促進依頼文発送
- 〃 10.10 補助金受領
- 〃 10.29 第二回役員会
- 〃 11.30 第二回教育研究大会開催案内状発送
- 〃 12. 3 農業部会テーマを文書で関係校に送付
- 〃 12. 8 同大会要項、道教委公報に掲載さる
- 〃 12.22 事務局会議
- 〃 12.30 研究大会会場変更を全道に通知
- 40. 1.12 第二回教育研究大会(第1日)於静修高
- 〃 1.13 〃 (第2日)於旭丘高
- 〃 2.17 第三回役員会
- 〃 3.31 研究紀要第2号及び会報発刊

### (2) 役員改選

教科部会長2名、支部長2名に事務局長を加えた5人の選衡委員がえられたが、④本会はまだ基礎造りの段階にある。⑤役員の方分を散らすはかるなどの理由で

本部役員にはご苦勞だが重任を願いたいとの原案が提出され満場一致で承認された。即ち新役員としては

- 会 長 梶浦善次(旭丘高校長)
- 副会長 村上正雄(月寒高校長)
- 〃 大滝与三郎(小清水高校長)
- 〃 川井信男(札工教諭)
- 監 事 安達春二(深川東高校長)
- 〃 北条 忠(和寒高校長)
- 〃 山崎英哉(由仁高)

支部長、教科部会長はそれぞれの支部または教科部会で決定し、結果を本部へ報告していただきたい。

事務局は引き続き旭丘高校で担当し、事務局長成田勇造氏ほか従来に新しく商業、工業関係より各1名宛追加する。

### (3) 昭和40年度事業計画

#### 〔A〕 全道大会の開催

期日 昭和41年1月10日(月)～11日(火)

場所 (第1日) 全体会場 静修高校

(第2日) 分科会場 旭丘高校

研究テーマ

高等学校教育と学習指導の近代化

講師 国立教育研究所長

平塚 益穂氏(予定)

分科会 各教科毎の分科会を設けるほか教職部会を設けて欲しいとの希望も出た。

参加費 会員からは徴収しないが会員外からは印刷実費として200円を徴収する。

●開催要項は11月ころの公報にのせてもらう予定

#### 〔B〕 研究紀要第3号の発刊

規 格 B5版180頁程度

発刊予定 昭和41年2月末日

原稿〆切 昭和40年12月10日

教科別原稿割当

① 国語、社会、数学、理科、英語

400字詰原稿用紙各50枚程度

② 保体、家庭、芸術、農業、工業、商業、水産

400字詰原稿用紙各35枚程度

紀要は会員の研究成果の結集されたものと見られるだけに、多数の方の応募を期待しています。ただ予算の関係もあって頁数を180頁程度に抑えなければならないのが残念です。

編集員を困らせるよう、奮ってすぐれた内容の

ものを出していただきたいものです。

#### 〔C〕 会報の発行

会の動向を知ってもらうために年2回（6月と全道大会終了後）会報を発行する。

本部として計画しているのは以上であるが各教部会、支部会からも計画の概要について説明があった。中でも数学科では1月11日に慶応大学の田島一郎教授を迎えて模範授業をしていただくほか研究討議の指導助言者になってもらう計画が発表された。また国語科、家庭科などでも着々準備を進めているなど力強い発言があつて、今後の会の発展が期待される。

#### (4) 会則の一部改正について

会則第5条「本会の会員は北海道高等学校職員及び教育委員会職員をもつて構成し……」を次のように改めることが提案され満場異議なくこれを承認した。

（改正案）

「北海道高等学校職員、教育委員会職員及び高等学校教育に関心を有するものをもつて構成し……」

#### (5) 会員加入の促進と会費の徴収について

会の発展を期するためには先づ会員の増加が必要と思われる。北海道の教育水準を高めるために本会の果たす大きな役割りを考えて、会員加入のため積極的な勧誘をすることを申し合わせました。

会費の徴収は原則として支部毎に行ない、支部長が一括して本部へ送ること。納入時期は7月末とすることも決定しました。

### 事務局よりお願い

会員名簿用紙を学校毎に送りました。氏名、担当教科などを記入の上、会費を添えて支部長まで送って下さい。

### 社会科部会より

社会科部会では、北海道社会科研究会と共催で研究大会をもちます。ふるって参加下さい。

期日 8月27日、28日

場所 札幌西高等学校

講師 東京教育大学教授 下村寅太郎氏

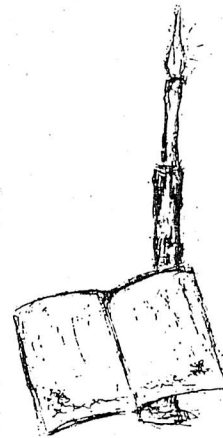
国立教育研究所 大野連太郎氏

#### 公開授業

地理 北海道学芸大学 奈良部 理氏

東京教育大学付属高校

斎藤 訓氏



T。

# 北海道高等学校教育研究会会則

## 第1章 総 則

第1条 (名称) 本会は北海道高等学校教育研究会という。

第2条 (事務局) 本会の事務局は会長の所属校に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条 (目的) 本会は高等学校の各教科などに関する事項を研究し、会員相互の研修と識見の向上につとめ、高等学校教育の振興を図ることを目的とする。

第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 研究会の開催
2. 講習会、講演会の開催
3. 機関紙の発行
4. その他本会の目的達成に必要と認められる事業

## 第3章 組織および役員

第5条 (会員) 本会の会員は北海道高等学校職員、教育委員会職員および高等学校教育に関心を有するものをもって構成し、一人一部会とする。

第6条 (教科部会) 第4条の事業を遂行するために教科部会を置く。この部会の運営は別に定める。

第7条 (地区支部) 教科部会は地区支部を置く。地区高等校校長協会の支部単位とする。この部会の運営は別に定める。

第8条 (役員) 本会に次の役員を置く。

- |              |     |
|--------------|-----|
| 1. 会 長       | 1 人 |
| 2. 副 会 長     | 3 人 |
| 3. 教 科 部 会 長 | 若干人 |
| 4. 地区代表支部長   | 若干人 |
| 5. 監 事       | 3 人 |

第9条 (役員の選任) 会長、副会長および監事は教科部会長および地区代表支部長により選任する。

1. 教科部会長は各教科の部会から1人を選任する。
2. 地区代表支部長は各地区ごとに1人を選任する。

第10条 (会長、副会長の職務権限) 会長は本会を代表し、会務を統括し、会の責任を負う。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第11条 (教科部会長の職務権限) 教科部会長は各部会を代表する。

第12条 (地区代表支部長の職務権限) 地区代表支部長は各地区を代表する。

第13条 (監事の職務権限) 監事は本会の業務、会計を監査する。

第14条 (役員の任期) 役員の任期は2年とする。ただし重任することができる。

第15条 (役員会) 役員会は毎年1回定期に行ない会長が召集する。ただし必要に応じ臨機に開催することができる。役員会に付議する事項は次の通りとする。

1. 予算および決算
2. 会則の変更
3. その他重要事項

第16条 (経費) この会の経費は会員の納める会費およびその他の収入をもってこれに当てる。会費は年額200円とする。

第17条 (会計年度) この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終る。

付 則 本則は昭和38年5月25日より施行する。